

建設水道常任委員会

平成22年8月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司	○紀 良治	中川 靖広
辻 善次	木澤 正男	木田 守彦
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	今西 弘至	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	関口 修
都市整備課長	加藤 保幸	都市整備課参事	井上 貴至
同 課 長 補 佐	井上 究	上下水道部長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、中川委員

委員長

皆さん、おはようございます。

木田委員が少し遅れるということで聞いております。

ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。本日の会議を開きます。町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

建設水道常任委員会の皆様には、出席いただき厚くお礼を申し上げます。

特に、建設水道の関係につきましては、8月10日、午後7時ごろから大雨、集中的に降りまして、斑鳩では床下浸水が当初は9件という報告をいたしましたけれども、下水道の関係の集約で最終的には16件という床下浸水がありました。このことについても、いつものことでございますけれども、並松地域、あるいは興留地域、あるいは周辺等ですね、その関係等については、いろいろ言われております。また、いろいろと調査をしながら、できるだけ早い時期にそういう計画を示してまいりたいと思っております。被害にあわれた方々については、お詫びを申し上げたいと思っております。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、中川委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。最初に平成22年度の工事進捗状況でございます。資料1をご覧くださいませでしょうか。公共下水道工事箇所図でございます。現在、工事発注を行いました6路線のうち、小吉田1丁目地内の5工区-1工事 図中 赤色路線では、現在、管渠の埋設工事を進め80%の進捗状況でございます。今後、10月29日の完成に向けて進めてまいります。

次に、興留1丁目から興留4丁目地内の6工区-2工事、図中青色路線と、龍田南2丁目地内、5工区-2工事 図中 緑色路線、及び、龍田3丁目地内4工区-5工事 図中 オレンジ色路線につきましては、6月議会におきまして契約の議決をいただきまして、現在、家屋事前調査、地下埋設協議等を進めており、今後、水道仮設工事後に下水道本管の埋設工事へと進める予定でございます。

次に、神南3丁目地内の2工区-7工事、図中 水色路線でございます。同じく神南3丁目地内 2工区-8工事、図中黄色路線につきましては、7月30日に入札を執行し、契約を完了したところでございます。いずれも平成23年3月18日の完成に向けて進めてまいります。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料の2枚目をご覧くださいませでしょうか。平成22年7月末現在の状況といたしまして、平成22年度に入り接続申請を86件受け付け、申請総数が2,109件、利用世帯総数が2,389世帯でご利用いただいております。

また、接続率につきましては、59.2%でございます。

次に、融資あっせん利用総数につきましては、34件、浄化槽雨水貯留施設への転用申請は、4件の申請をいただき総数が27件となっております。今後も、更に公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 加藤都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、②都市計画道路の整備促進に関することについて、ご説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。

稲葉車瀬区間におけます「いかるがパークウェイ稲葉車瀬地区道路改良他工事」の進捗の状況でございます。工事区間全体では、舗装下の改良として、セメントによる路床の安定処理を行い、また工事区間のうち、白山神社から西の工区において土工事の切土作業、北側の法面整形、植生マットとブロック積み擁壁の施工が行われています。さらに、歩車道境界には、道路排水の円形側溝が設置されているところであります。

次に、岩瀬橋から三室交差点までの間では、8月7日には、三室交差点計画や道路構造について沿道自治会であります新楓町自治会、4班になりますけども、その住民の方々を対象に、三室交差点計画、鬼坂付近などの構造や国道への出入についての検討案を説明し、ご意見を伺ったところがあります。主な意見としては、現国道25号に高齢者等が容易に出られるようスロープ等が必要ではないか等の高齢者など歩行者に配慮した計画のご意見をいただいておりますが、検討案については、概ねご理解をいただいております。今後、奈良国道ではいただいたご意見について検討を行い、警察等関係機関や沿道地域の方々と協議をすすめ、早期に当該区間の計画の取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

また、五百井・興留区間については、前回委員会で報告させていただいております、用地買収に必要な土地の境界確定作業を引き続き進めています。

なお、いかるがパークウェイ稲葉車瀬区間や岩瀬橋の早期完成と供用及び五百井・興留区間の事業進展が緊急の課題でもあり、国、県とも相談しながら要望活動等を精力的に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上が、いかるがパークウェイに関することでございます。

次に法隆寺線整備事業について報告させていただきます。

残っている1件の用地につきましては、引き続き地権者と協議を行っております。5月8日、6月18日、7月2日と、副町長にも同行いただいて交渉を行っております。また、今月の28日にもお会いする予定でございます。今後ともできるだけ早くご理解いただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解たまわれますようよろしくお願いいたします。

以上が、都市計画道路の整備促進に関することについての説明でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課参事。

都市整備課参事 それでは、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することの進捗状況について、報告させていただきます。

まず、北口の5号線であります。路線西側におきまして、地権者のご協力を得て建物調査を実施してきたところでありますが、現在、委託業者による補償額等の算定作業中であり、秋ごろには算定作業が完了する予定となっております。これに基づきまして権利者との具体的な交渉を進めてまいり予定でございます。

また、路線東側におきましては、7月初旬に1件の土地建物等権利者及びその場所で店舗営業をされておりました権利者3名との契約を締結させていただいたところでございます。そして、東側で残る1件につきましては、補償額等の了解をいただいておりますものの、土地所有者ご自身により底地整理等の作業を進められている事情がありますことから、その作業完了を受けて契約を締結させていただく予定となっております。

次に駅南口でございますけれども、駅南口周辺のまちづくりの骨格となります都市計画による駅前広場主要アクセス道路について関係機関等の調整等を進めながら検討作業を進めているところですが、今般、JR法隆寺駅南口周辺基本計画策定業務を発注しております、この業務の主な目的は、駅南口周辺における目指すべきまちづくりの姿や土地利用の検討、駅前空間として、いわゆる駅前としての賑わい拠点の創出、駅前広場、アクセス道路のあり方など駅前にふさわしい空間を創出していくための基本的な方向性を検討するとともに、検討しておりますアクセス道路の費用便益、交通量配分等の観点から望ましい道路機能を総合的に検討を行うこととしているところでございます。

最後になりますけれども、交番の移転新設計画の状況でございますけれども、当委員会で建築計画のスケジュールを報告いたしておりましたが、現在、県警本部において設計業者が決定されておまして、交番の設計作業が進められている段階と聞いております。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 駅の南側広場の計画に対する交渉なんですけれども、関係機関と交渉していただいているというふうに報告はいただきましたけれども、それはどういった機関に。

都市整備課参事 まず、交通処理の関係で警察のほう、それと駅前広場ということでございますのでJR、そしてそこへ入ってくる交通機関ということで、奈良交

通バス、それとタクシー、そして実際に都市計画を定めるにあたっていろいろ手続きなりをしていかなければならない奈良県の担当者のほうと協議をしていくということです。

木澤委員 地元の自治会とかいうのは、また別の話になるんですか。

都市整備
課参事 今現在そういった関係機関等の協議を進めている段階でございます。そして先ほど申し上げましたような調査、基本計画ですね、そういったことが一定まとまりました中でですね、地元への説明会、あるいは都市計画決定に向けての都市計画審議会等への説明を行っていきたいというふうに考えております。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、本件につきましても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2. 各課報告事項についてを議題といたします。

まずはじめに、(1) 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の説明を求めます。 加藤都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)案についてご説明させていただきます。資料2 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)歳入総括表(案)をご覧ください。

歳入につきまして、国庫支出金 土木費国庫補助金 社会資本整備総合交付金で220万円の減額補正でございます。

なお、歳出の変更はなく、歳入歳出の総額につきましては1億1,335万7千円でございます。

次に、資料の下段、地方債補正をご覧ください。JR法隆寺駅周辺整備

事業について、限度額を4,810万円から220万円を追加し、5,030万円と補正するものでございます。

当課所管のJR法隆寺駅周辺整備につきましても、財源として特定財源の国庫支出金及び地方債と一般財源によりすすめておりますが、平成22年度より、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金が原則廃止となり社会資本整備総合交付金に一括されました。

そのなかで、JR法隆寺駅周辺整備事業への補助率や補助対象範囲等の変更はございませんが、社会資本整備総合交付金では、これまでの事務費にあたる人件費、旅費、庁費が対象外となりますことから、国庫支出金のうち、この事務費分に対する補正を行うものでございます。

以上が、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 地方債を借りて、国からの交付金が減ると、特定財源っていうのは変わってないんですかね、一般財源になったということではないんですね。

都市整備課長 変わっておりません。

木澤委員 でも、言っただけの事務費とかが対象外になって、220万円、言うたら町が持ち出しになってしまうということなんですよ。建設水道常任委員会なんで、この制度のことをあまり突っ込んで聞かなくてもいい。これって社会資本整備総合交付金っていうのは、他にも全体的にかかってくる交付金ですよ。今回事務費が対象外になったっていうのは、この出てきている法隆寺周辺整備事業っていうことなんですけども、他にこういった影響は出てきているんでしょうかね。

副町長 後で、公共下水道のほうでもご説明がございまして、公共下水道のほうでも、こちらのほうも社会資本整備総合交付金がされております。国

のほうで補助金を減らすという、去年予算編成の時にございましたね、それについて事務費については補助金からカットするというにされたものでございます。

木澤委員　この地方債に対する交付税の算入というのは、それは変わってないんですか。

副町長　地方債の交付税算入は、昨年まで裏補助の地方債は30%の交付税算入がございました。今回、事務費も全額交付税算入になります。この交付税算入、今回補助金、こっちくる分についても30%の交付税算入をされるということでございます。

木澤委員　ちょっとややこしいんですけども、もともと30%あった分から、今回220万のうちの30%ということは、やっぱり減っているということですよ。

副町長　交付税の算入の額は減ってないです。例えば220万が、国庫補助の対象が220万が一般財源化になりますわね、一般財源になったために、町はお金ないから地方債を借りますよと。そして今までその裏の分、220万ありましたわね、これも交付税算入30%あったわけですよ。そして今度国庫補助から起債へまわす分、これについても交付税算入は一応30%ありますよと、この交付税算入についても木澤議員もご存知のように以前は50%あったんですけども、45%、40%、徐々に国の財源の関係でカットされております。

委員長　他、よろしいですか。

(な し)

委員長　次に、(2)平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第

1号)について、理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平成22年度公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)案につきましてご説明させていただきます。

先ほどの一般会計と同様、下水道整備につきましても、国庫補助金と地方債を財源として進めておりましたが、平成22年度より、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金が原則廃止となり社会資本整備総合交付金に一括されております。その中では、下水道事業への補助率や工事対象範囲等の変更はございませんが、これまで事業者の運営に必要な人件費、賃借料、等の事務費が交付金の対象外となりますことから、事務費の財源を、当初国庫支出金と地方債でまかなっておりましたが、全て地方債に変更するものでございます。資料3 平成22年度 公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)歳入総括表をご覧ください。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で1,000万円の減額補正、また、第7款 地方債では1,000万円の増額補正でございます。

なお、歳出につきましては額の変更はございませんが、歳入の補正により財源振替を行う予定でございます。

次に、資料の下段、地方債補正をご覧ください。公共下水道事業につきまして、町債に1,000万円を増額したことによりまして、限度額を3億7,840万円から1,000万円を追加し3億8,840万円の補正を行います。続きまして、継続費についてでございます。

平成22年度から着手する予定をいたしておりました、町の主要な管渠であります稲葉汚水幹線の一部について、平成22年度に約162mの管渠築造を計画いたしておりました。資料2枚目の位置図をご覧ください。赤色に着色している路線でございます。

詳細設計を進める中、計画路線の地形や地下埋設の状況、計画管渠の深さ等の条件によりまして、いろいろな施工方法を比較検討した結果、長距離曲線推進工法を採用することといたしました。この推進機械を発進させる基地につきましては、平成23年度に施工を予定いたしておりました稲葉汚水幹線上流部の約358m、位置図の青色で着色した路線でございます。

この路線の施工についても同じ工法を計画しておりますことから今回、継続事業として実施することで経済的かつ効率的に進めることができると判断したことから、継続費として工事期間を平成22年度から平成23年度までの2ヶ年と設定し工事を進めていくものでございます。

資料の1ページ中段 継続費の表をご覧ください。

第1款 公共下水道費 第2項 下水道新設改良費 事業名 公共下水道事業（第12処理分区稲葉汚水幹線）。総額につきましては2億5,100万円でございます。年割額を平成22年度7,900万円、平成23年度1億7,200万円でございます。

以上で、平成22年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 先ほどもお尋ねしましたけども、この社会資本整備総合交付金ですけれども、事務費分とかが対象外になったということで、ひとつの補正で出てくる分については、金額的にはそんなに大きな影響はないかと思うんですけども。公共下水道整備の全体の計画の中でいうとどれぐらいのウエイトを占めるのかなと、もともとのおおよそですけども、国50と地方50%という比率できたかなと思うんですけども、今後そういうのが大きく変わってくると、公共下水道整備の計画も変更せざるを得なくなってくるのかなと、ちょっとそんな心配もあるんですけども。今のところ、その辺の見込みについてはどのように考えておられるんですか。

下水道課長 現在、説明させていただきました事務費分ということですので、今6億程度の工事費につきましては、だいたい2千万の事務費ということで進める予定を考えておりますが、その内1千万円ということですので、今後整備が終えてきますとこの事務費も少なくなってきましたし、また、整備につきましては事業費とも一番大きいと、だいたい1千万程度が国支出金から

地方債に廻るということで、今後そういった形で1千万程度が続いてくるのかなと考えております。

木澤委員 今、この補正の分で説明をしてくれはったんですかね。45年まで計画している分の全体で言うとどうなってくるかという見込みっていうのは、どう見たらいいんでしょうか。

下水道課長 事業費については今までどおりの交付金が交付されますので、マックス1千万ということを考えますと、掛ける整備年数ということになりますので、まあ40年まで1千万の事務費がずっと続くとは考えませんが、最低10年ぐらいは、この事業費でいった場合はだいたい1千万掛ける10年と、単年度で発生してきますので、総額でいったらその程度と考えております。

木澤委員 あともう1点、国のほうは事務費とか対象外になりますよということの説明っていうのはどういうふうにしてきているんですか。

下水道課長 国の方では年度始めに一括して東京で行われておりますが、各地方につきましては県を通じて通知されているところでございます。

木澤委員 もともと、この社会資本整備総合交付金については、これまで割合は守って、これまでどおり出しますよという前提で、この交付金を国がつくってきたと思うんですけども、それに対する説明とかというのはないんですかね。

下水道課長 個々の説明につきましては、各制度自体が少し、下水道事業としては変わっておりませんが、国土交通省所管が一括して事業が変わっております関係上、その説明はされております。また詳細につきましては一部大きく変わっている点が、効果促進事業というのが今回新たにできまして、この効果促進事業につきましては全体事業費の2割分まで交付金対象とできる

と、ただしこれは事務費を除くという部分がありますけども、今まで単独費として行っておりました分を、交付金として対象にしますと、もしくはソフト事業につきましてもそれに該当する。その事業につきましても各地方公共団体によって計画してあげてくるようなシステムになってくる、このへんが少しこれまでと違うメリットと言いますか、そういう点もござい
ます。

木澤委員　　これまで既存になかった分で新しく対象になる分には得になるんですけども、既存の部分で今回対象外になってしまうというところが適用されるっていうのも、今後、今まで計画していた分はやっぱり持ち出しが増えていくということになるんですね。また制度的なことはちょっと今お尋ねするよりも、もうちょっと予算委員会とかそっちのほうでお尋ねしたいと思いますんで。

委員長　　他、よろしいですか。

(な し)

委員長　　次に、(3) 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)と、(4) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)、一括して理事者の報告を求めます。 今西建設課長。

建設課長　　それでは、各課報告事項の(3)及び(4)につきまして一括で説明申し上げます。

まず(3) 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)でございます。斑鳩町五百井1丁目11番39号先の町道404号線交差点において、公用車が走行中の自転車と接触した人身事故が発生いたしましたことにつきまして、今回相手の方との示談が7月1日に成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、ご報告させていた

だくものでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

資料4をご覧いただきたいと思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

建設課長 この事故の内容でございますが、平成22年3月29日 午前9時55分頃、都市建設部建設課の職員、関口修が運転する公用車で町道404号線を南から北進中、五百井1丁目11番39号先の交差点において、東側からの自転車と出会い頭に接触いたしまして、運転者を負傷させ自転車を破損させたものでございます。

今回、この事故によります立石様の治療代金等といたしまして、42万4,880円の損害賠償を行うことで、7月1日に示談が成立いたしましたので 同日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、(4)議会の委任による町長専決処分の報告について(平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)でございますが、資料5をご覧いただきたいと思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

建設課長 この補正予算につきましては、先ほど説明させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ42万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ73億8,434万4千円とするものでございます。

内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。補正予算書の4ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございますが、第20款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入、第6節 雑入に自動車損害共済金といたしまして、42万5千円を増額補正す

るものでございます。

続きまして、5ページの歳出では、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第22節補償補填及び賠償金に42万5千円を増額補正するものでございます。それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

(補正予算書朗読)

建設課長 以上で説明を終わりますが、なお(3)及び(4)の2議案につきましては、9月定例議会でご報告させていただく予定をしておりますので、よろしくご了承いただくようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この専決処分に直接かかわることではございませんのですけども、町の共済組合保険に加入されてて、保険を使っても使わなくても掛け金は一緒やいうこと過去に聞いたことあるねんけども、これ対物の保険料って月額でどれぐらい払ってはるねやろ。もしかわかるんやったら、総務部長もいはるさかいに。

総務部長 申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

中川委員 三笠コココーラとかやったらね、対人は保険掛けてるけども、対物は自社で処理していくねんと、相手方と交渉して、その方が年間トータルにしたら安くつきますという話やってんけども。町として過去からの事故、対物に対して掛け金と保険料、保険会社から支払われている額と比較したらどうなんかなということちょっと気になったんで。また逆に共済保険というのは対人は掛けますけども、対物は掛けませんでとかそういうことも

柔軟に受け入れしてくれはんのかなということをちょっと知りたいんですけれども。

総務部長 過去からの累計等について、損害額と保険料の金額を比較したものでございますけども、この分につきましては正確な数字今、持ってませんけども、言えることはですね、その損害額、事故によって大小はございますけども、町全体の保険料と年間、数少ない、毎年毎年事故が起こるわけではございませんから、その損害の金額と比べますと、若干印象としてはですね、まだ、保険料と損害額が一緒になっているかについては資料がないのでお答えしにくいです。こういった保険につきましてはですね、万が一の事故の時に当然掛けていくものでございますので、対人は入って対物は入らないといった選択肢があるかもわかりませんが、それについての返事はあとでさせていただきますけども、こうしたものについては対人も対物もセットで入っておくほうが、公用車の起こる事故の損害を賠償するという立場において、そのほうがいいのではないかというふうに考えているところでございます。

中川委員 わざわざ私事例をあげたんは、三笠コカコーラはそれの方が掛金よりも事故を処理する方が安くつくんで、対物に関しては入っていませんということをやわざ私説明してるんで、そこら比較したらどうですかということをやね、後ほど教えてもらったらいいいねんけども。そやからそこらも共済もそういうことをできるのかできないのかということも問題やしね、必ずしもセットで入ってもらわなあかん保険なんか、対人だけでもいいですよっていう保険なんか、そこらも今私わかりませんねんけども。そういう比較して斑鳩町単独で対物に関して処理していったほうが、ずっと今までのトータルで安かったら、そういうことを考えていったらいいのかなと思ったんでね。

副町長 平成21年度の方でございますけども、対物の分担金で車全体で50万370円、年間。役場公用車すべて。そして対人の分担金で34万670

円。車輛分担金で、車輛は高いです、75万1,870円、合計で159万2,910円。今申しあげました対物で50万370円となっております。そうした中で過去の支払い状況を見てまいりますと、例えば対物でございましたら一番大きいので平成19年度は93万1,910円となっております。平成20年度は少なくて4万683円、その次に平成16年度は35万4,142円と、やはり、その年度によって相当大きな金額もありますんで、町におきましても相当な台数がございますんで、入っておるということでご理解をいただきたいと思います。これについては個々には入ることはできます。民間と一緒にですんで、対物はいりませんよと、車輛もいりませんと、これはできます。

中川委員 今、副町長の3年度分ぐらい言ってくれてんけども、それ足したかって対物の53万程言ったやつに達しませんやん、斑鳩町単独で対物の補償しておいたほうが安くつくということですよ。だからそういうことも考えていったらどうですかということを知っているだけで、考えられへんかったら考えられへんでいいねんけども、言ったら一般企業でもそういうことを考えて、どっちがメリットあるかを考えて工夫してはるんやからね、そういうことを行政も柔軟に考えていったらどうですかということを知っているだけでね。

副町長 今、申しあげましたようにこういう状況でございます。そして今言わはったように、民間にもいろいろ相当車あっても運転者に対する責任も相当厳しくされております。そうした中で保険に入らないで処置しておられることもございます。ただ、民間と公共と違うというのは、検討はいたしますけども、公共で車に当たった場合、どうしても公共のほうが悪くなるということで、相手方の感情的にね、悪くなるということで。より安心して職員の皆様にも乗っていただくということで、対物も入っておりますけども、これは、他の市町村を見ながら検討はさせていただきます。

中川委員 対人のほうが安かってんけども、合ってますの。対人のほうが安いんで

すか、掛金。

副町長 対人のほうが安いです。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(5)平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告について、理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書についてご説明させていただきます。

平成19年度から平成21年度の3カ年の継続事業として、神南3丁目から神南5丁目地内までの幹線管渠、三室山南側ふもとから昭和町自治会館までの路線でございますが、2工区-1工事として延長531m、内径1,000mmの幹線管渠の施工を進め、平成21年度に工事が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、その報告をさせていただきます。

内容につきましては、継続費精算報告書によりご説明申し上げます。資料6をご覧ください。

第1款 公共下水道費、第2項 下水道新設改良費、事業名 公共下水道事業(第11処理分区2工区-1)全体計画といたしまして年割額は、平成19年度 1億2,700万円、平成20年度 1億6,300万円、平成21年度 2億1,900万円、合計5億900万円でございます。

次に、実績でございます。支出済み額は全体計画の年割り額と同額でございます。財源内訳につきましては、平成20年度と平成21年度におきまして、60万円を国支出金から地方債に振替を行っております。

国庫補助対象とならない範囲の家屋調査や工事作業ヤードの整地等施工

に対し地方債を財源として実施したものでございます。

以上で、9月定例議会に報告を予定いたしております平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告のご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(6)斑鳩町排水設備指定工事店等に関する規則の改正について、理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長 それでは、斑鳩町排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

斑鳩町排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則(要旨)によりご説明させていただきます。資料7の最後のページをご覧くださいませでしょうか。

排水設備指定工事店等に関する規則につきましては、公共下水道に接続する個人の排水設備工事について、適正に施工されることを目的に平成14年度に制定し運用してきたところでございます。

また、排水設備指定工事店においては、排水設備工事責任技術者の専属を義務付けるとともに、町において責任技術者の登録を行い、登録にあたりましては、排水設備責任技術者資格認定試験の合格を要件としており、また、町の責任技術者の登録を更新するときにも更新講習の受講を要件としております。

この排水設備責任技術者資格認定試験や更新講習は、奈良県下で下水道事業を実施している自治体で組織しています日本下水道協会奈良県支部で実施しておりますが、今回、平成22年4月に責任技術者の技術の平準化とその向上及び事務の省力化を図り、下水道事業の効率的な運営と排水設

備工事の円滑な実施を促進することを目的に、奈良県下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施規定が改正されました。

この改正に伴いまして、斑鳩町排水設備指定工事店等に関する規則について整合を図ることから改正を行っております。

主な改正点といたしましては、1点目としまして、今まで指定試験機関では試験の合格証、及び更新講習の終了証が交付され、町で排水設備責任技術者証を交付しておりました。今回から指定試験機関から試験の合格者及び更新講習受講者に対し、排水設備責任技術者証が直接、交付されることになりましたので、町で責任技術者を登録する際の提出書類を合格証及び更新講習修了証から責任技術者証としております。

2点目としまして、指定試験機関で責任技術者証が交付されますので、町では、責任技術者証を責任技術者登録証にかえて交付いたします。なお、登録有効期限は指定試験機関が交付する責任技術者証の有効期間と整合させることとしております。

3点目は、改正に伴う経過措置としまして、資料の2枚目の表ページ付則の部分でございます。今まで町が交付した責任技術者証の有効期間内は責任技術者として有効であることと、改正後の初回の責任技術者有効期間は、町が交付した責任技術者証の有効期間に加え指定試験期間が交付する責任技術者証の有効期間を加えた期間とし、責任技術者の有効期間である5年間で、規則改正に伴い5年より短くならないように措置いたしております。

また、改正後に初めて登録される方の中で、合格証や更新講習修了証を取得し5年を経過していない場合につきましては、指定試験機関においても責任技術者証の交付が5年間猶予されておりますことから、経過措置といたしまして、責任技術者証の交付が猶予される5年間は、合格証及び更新講習修了証により今までどおり町へ責任技術者として登録できるようにしております。

4点目は、この規則改正は、平成22年10月1日から施行することとしております。なお、新旧対照表及び規則改正文についての説明は省略させていただきます。以上で、斑鳩町排水設備指定工事店等に関する規則の

一部改正についてのご説明させていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 ちょっと参考までに教えてほしいんですけども、この責任技術者の試験を受けるのに費用はいくらかかるのかということと、更新講習についてはどうなのか、この2点についてお願いします。

下水道課 費用についてよろしいですか。これまでの試験受験料につきましては3,500円でした。それにプラス、テキスト代といたしまして2,000円、問題集といたしまして1,500円、合計7,000円が費用でございます。そのあと、合格証交付として1,000円が必要になっておりました。また更新講習におきましては3,000円に、修了証交付の1,000円ということでございます。

そして規則改正に伴いましての受験費用につきましては、受験料が6,500円でございます。試験講習につきましては3,000円でございます。またテキスト代2,500円、問題集が2,000円、これは必要は各自に任されているところでございますが、合計は14,000円必要になってくるということでございます。それに合格証交付といたしまして、今までと同じように1,000円でございます。更新講習につきましては、責任技術者証交付費を含みまして4,000円でございますから、以前のままでございます。以上でございます。

委員長 他によろしいですか。 中川委員。

中川委員 第12条第2項という試験がなくなったのか、変わったのか、どういうことやろ。

2枚目の新旧対照表の旧のところの2の(1)アが変わっていますやんか。「第12条第2項の試験の合格証の写し」から「指定試験機関が交付

する責任技術者証」ってなってるねんけれども。結局、第12条第2項の試験がなくなったのか、それ以外の試験というか、受けられるところが増えたのか、どういう変更があったのかと思って、ちょっとお聞きしてます。

下水道課長 第12条の試験におきましては、以前につきましては、奈良県内、責任技術者の登録の資格につきましては、直接、試験機関ということをやっております。試験機関につきましては町長が指定するものという扱いをいたしておりました。今回につきましても、町長が指定するものの中に、指定試験機関がございますので、直接、第12条第2項につきましては変更はございません。

中川委員 ほんだら、第12条第2項という文言を抜かんでも一緒ということですか。これ替えてあるから、なんでかなと思って聞いてるだけで。

委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前9時50分)

(再開 午前9時51分)

委員長 再開します。 谷口上下水道部長。

上下水道部長 従来の合格証としておりました証書みたいな合格証がございましたけれども、今度は、免許証みたいな形になります。ですから、合格証の写しという文言につきましては生きてきますねんけれども、本来、写しを出せと言っておりましたけれども、免許証を直に出していただければ、うちがコピーして、申請書類の中にストックするという意味で、理解していただきたいと思います。

中川委員 そうしたら、第12条第2項の合格証でもええし、合格証の写しでも一緒やということですか。

下水道課長 すみません。文言ですけれども、第12条第2項の試験が今までして、これからもしていただける試験機関の合格証の写しが、これ第12条第2項が、指定試験機関という形に文言をよりわかりやすいということで、指定試験機関に変わった、変えているもので、第12条の第2項が変わったわけではございません、同じと。そこが合格証の写しとするか、責任技術者証を出すかという文言の変更でございます。

中川委員 しつこく聞くねんけれども、試験機関が試験するのも第12条第2項ですのか、今でも。

下水道課長 はい。第12条の第2項でございます。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(7)一般国道25号 斑鳩町歩道設置事業について、理事者の説明を求めます。 井上都市整備課参事。

都市整備課参事 一般国道25号斑鳩町歩道整備設置事業についてご説明させていただきます。

先の委員会において幅杭設置の予定を報告させていただいておりましたが、6月28日(月)から7月9日(金)の期間で予定どおり幅杭の設置が終了して、その後、奈良国道事務所より、設置した幅杭の資料の提供がありましたことから関係権利者等の方々への幅杭の設置状況の説明を行いご理解を得たところであります。

今後のスケジュールでございますけれども、土地境界及び借地権界の立会が予定されておりまして、現在、奈良国道で準備を行っていただいております、おそらく10月ごろには現地において土地の境界の立会等実施できる

というふうに聞いております。なお、この件につきましても、関係者の皆様に今後の予定ということで報告をさせていただき、ご理解を得ているところでございます。以上簡単ではございますが、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業に伴う幅杭設置及び今後の予定についての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

中川委員。

中川委員 前回も申し上げましたけれども、法隆寺iセンターの東詰、2、3日前も白線のところに観光客の人が5人ほど立っておられました。日傘をもって、日傘等は国道へ出た状態で、たいへん危険な状態が続いておりますが、あの箇所については、どういう状況になっておりますでしょうか。

都市整備課参事 先の委員会でも、ちょっとご報告させていただいたとおりでございますけれども、奈良国道に対しまして5月に要望させていただきまして、来年度予算要望をしていただくよう要望をしておるところでございます。従いまして、その予算が確保できるようになりましたら、また、実際事業が進められるということになりますので、関係者の皆様に交渉を進めていきたいと考えております。

委員長 他、よろしいですか。私のほうから1点、この事業ですけれども、ちょっと地元の方から、国道の有効の幅ですね、車が2車線ありますけれども、かなり狭いと。例えば、大型トラックがバックミラーを今、横に出していますのでね、センターで擦れないように、道の端っこを通るために、軒をひっかけられたりする事故が今まで多々あったと。有効の幅は、歩道を設けられるけれども、国道の有効幅はかわらないのですか。それとも、ちょっとでも拡幅されるのですかという質問があるんですけども、どうですか。

都市整備 計画では、国道の車道自体の幅は変わらないということになってござい
課参事 います。今回、歩道設置をすることによりまして、今まで軒先等がひっか
けられて、破損したりして損害を受けられた方もおられるんですけども、
歩道の幅の分、北側でしたら約2.5メートルの幅がございまして、そ
のへん、沿道の方々への家屋への損傷等は歩道設置することにより車道か
らの離隔がとれますので、そのへんの心配はないというふうに思われます。

委員長 割と新しい国道の車幅を見れば、かなり広く感じるんですよ。今の2
5号線の当地を見れば車幅が非常に狭いように感じるんですけども、あ
れは十分な車幅を満たしているのでしょうか。

都市整備 今現在、車道片側ですけども3メートル、路側が0.5という形で、
課参事 標準的な幅をもっておるということです。

委員長 せっかく拡幅に地元の方も協力体制ですので、もうするとなったら1回
で全ての問題点もクリアできたかなと思うので、今議題に出しておるん
ですけども。あと1メートルでも広げてくれはったらほうがいいのところが
うかなという声がちょっとあるんですけども。それはこの土地を歩道に
取られる方からの要望なんですけれどもね。それはもう検討の余地はない
のでしょうか。

都市整備 一応、この計画につきましては、全体的な説明を終えて、順次、その手
課参事 続き、幅杭をうったり、今後、用地の境界の立会い、補償調査等、進めて
いくわけですけども。当初段階でこの計画で進めていただきたいという
ことをお願いをして、一定の理解を得てご協力をいただいているところで
ございます。で、今回、そういうお話を聞いていただいているということ
でございまして、仮に1メートル増やすとなると、また別の方、個々
個々、いろいろな意見が違ふと思いますので、それではちょっと協力でき
ないところへんも出てくる可能性もなきにしもあらずでございます
ので、そのへんは慎重に対応しないといけないところやと思います。今の

ところ、この計画で進めさせていただきたいというふうに思っております。

委員長

わかりました。ほかよろしいですかね。

(な し)

委員長

ないようですので、次に、(8)線引き(市街化区域と市街化調整区域との区域区分)及び用途地域の定期見直しについて、理事者の説明を求めます。加藤都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、報告事項の8番目、「線引き(市街化区域と市街化調整区域との区域区分)及び用途地域の定期見直し」につきまして、ご説明させていただきます。

平成20年11月に開催されました当委員会におきまして、ご報告させていただいておりましたように、現在、県におきまして、線引き及び用途地域の定期見直しが進められているところであります。

本町におきましては、新たに市街化区域への編入を図る地区といたしまして、新家地区、龍田南地区、幸前地区の3地区、また、用途地域の変更を図る地区といたしまして、龍田西地区、龍田南地区、服部地区の3地区の変更案をそれぞれ町の素案といたしまして、平成20年11月28日に県に提出を行っております。この後、県におきましては、各市町村から提出されました素案を、県の都市計画の変更案といたしまして、取りまとめをするため、県内部の関係課や国の関係部局との協議を進められてきたところであります。今年5月末に、県の都市計画の変更原案の案が各市町村に示されたところであります。この県の原案の案と当初の町の素案との比較についてであります。資料8「線引き変更案総括図」という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

まず、線引きの関係についてであります。地区番号2の龍田南地区についてであります。当地区は、都市計画道路法隆寺線の整備に伴う境界調整を理由といたしまして、市街化区域への編入を図ることといたしてお

りますが、当初の町の素案におきましては、法隆寺線の道路区域につきましては、当地区の区域に含めておりませんでした。

しかし、当地区の南側に位置し、前回の線引き見直し時に新たに市街化区域に編入されました服部地区におきましては、法隆寺線の道路区域も含め、市街化区域に編入されておりますことから、当地区も同様に、法隆寺線の道路区域も含めるよう県から指導を受けたことにもとづきまして、区域の変更を行っております。この区域の変更に伴いまして、当地区の区域の面積が0.1ヘクタールから0.24ヘクタールへ変更となっております。

次に、幸前地区についてであります。町域の東端、大和郡山市との行政界附近に位置しております幸前地区は、市街化区域に接続する既存の工業地域といたしまして、新たに市街化区域へ編入を図ることといたしておりましたが、県の原案には、採用されない結果となりました。

この理由についてであります。今回、幸前地区の北東側に位置しております大和郡山市の小泉地区、通称、靴団地と呼ばれております地区におきましても、大和郡山市から、幸前地区と同様に、市街化区域に接続する既存の工業地域といたしまして、市街化区域への編入を図る案の提出がなされておりました。このため、本町におきましては、大和郡山市と調整を図りながら、幸前地区と小泉地区とをあわせ、一体的に工業的な土地利用を図る地区といたしまして、市街化区域への編入をはかるよう県との協議を進めて参りましたが、大和郡山市の小泉地区内の一部の土地所有者におかれましては、市街化区域への編入につきまして、反対の意向を示されているところでありまして、今日まで合意が得られない状況が続いておりますことから、今回、県の原案への採用は見送られることとなったものであります。

なお、地区番号1番目の新家地区につきましては、当初の案から変更なく、県の原案に採用されることとなっております。

次に用途地域の関係についてであります。ページを1枚開いていただきまして、2ページ目の「用途地域変更案総括図」という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

用途地域につきましては、龍田西地区、龍田南地区、服部地区の3地区のいずれも、当初の町の素案から変更はございません。

次に、今後のスケジュールについてであります。もう1枚開いていただきまして、3ページ目の「都市計画決定手続きの流れ」という標題の資料をご覧くださいと思います。この資料の中央あたりにございますように、今月28日及び29日に、県の原案に対する公聴会の開催が予定されておりまして、今月3日から17日までの間、県のホームページのほか、県及び町の担当窓口におきまして、県の原案の閲覧が可能となっております。

この後、都市計画の変更案の縦覧が今年11月から12月ごろに予定されておりまして、最終的には、当初の予定通り今年度末となります平成23年3月での都市計画決定告示を目指すというスケジュールが示されているところであります。

また、今回の線引き及び用途地域の見直しに伴いまして、町といたしましては、新たに市街化区域への編入をはかる地区及び用途地域の変更を行う地区に関しまして、高度地区及び準防火地域の指定につきましても、変更を行うことといたしております。

以上で、簡単ではございますが、報告事項の8. 線引き（市街化区域と市街化調整区域との区域区分）及び用途地域の定期見直しについての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さきほど、私、「今月3日から17日までの間、県のホームページのほか、県の原案の閲覧が可能となっております。」と申し上げましたが、「17日まで閲覧が可能となっております」です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員

すみません。ちょっと私、この市街化地域と調整地域の違いというところで、もうひとつ初歩的なところでよくわかっていないので、変なことを

聞いたら申し訳ないんですけども、興留9丁目のところの市街化編入地域がありますよね。これは、市街化地域にすると、今つくってはる田んぼとかは、これ田んぼはできなくなるのですか。

都市整備課長 今おっしゃられたとおり、まず市街化区域と市街化調整区域の違いですが、市街化区域内におきましては市街化を促進する区域ということになっておりますので、当然、農地はだめだということはございませんけれども、基本的には市街化を促進する区域となっております。ただ農地につきましても、道路が当然、建築するにいたしましても、そういった接道部分も果たしていかなければいけない、そういった条件もございますので、なかなか農地がうまく土地利用することができるわけではございませんので、農地が残る場合も当然、また農業をそのまま引き続いてやっていきたいというご意向も当然ございますので、農地が残っていくのは当然であろうかと思われま。

委員長 よろしいですか。 中川委員。

中川委員 2枚目の用途地域の変更のほうなんですけれども、①龍田西地区は建ぺい率も容積率も高度地区、防火・準防火、何も変わらないのに、これはどういう変更ですねやろ。

都市整備課長 建ぺい、容積、高さは変わりませんが、この第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域の詳細について、建築物の建築について制限・条件がございまして、例えば店舗を建てられるときには、店舗床面積を何平米以下にきなさいとか、そういった細かい部分の制限がございまして、そこに書いております建ぺい、容積等は同じでございまして、建築物の制限がこの用途地域によってかわるということでございます。

委員長 他よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(9) 斑鳩町都市計画マスタープラン策定について、理事者の説明を求めます。 加藤都市整備課長。

都市整備課長 それでは、報告事項の9番目、「斑鳩町都市計画マスタープランの策定」につきまして、ご説明させていただきます。

今年5月に開催されました本委員会におきまして、ご報告させていただきました以降の状況についてであります。6月28日に第2回都市計画マスタープラン策定委員会を開催いたしております。その内容につきましてご報告させていただきます。

資料番号9、「(新) 斑鳩町都市計画マスタープランの構成(案)」という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。なお、今回、ご用意させていただきました資料は、策定委員会で使用したものと同一ものでございます。今回、新しく策定を行います都市計画マスタープランの構成につきましては、この資料にございますように、序章から第5章までの6章立ての構成を考えております。このうち、第2回策定委員会におきまして、第2章の「都市づくりの目標」と第3章の「都市づくりの方針(全体構想)」の内容につきまして、審議がなされたところであります。

続きまして、「第2章 都市づくりの目標(案)」という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。ページを1枚開いていただきまして、1ページ目をご覧くださいませでしょうか。

まず、「都市の将来像」についてであります。現在、策定作業を進めております第4次総合計画の基本構想案におきましては、まちの将来像を、現行の総合計画で掲げられております「歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」をベースに、今回の総合計画では、住民と行政が協働して、ともにまちづくりを進めていくという考え方が強く打ち出されておりますことから、「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」と定められたところであります。

本計画におきましても、この考え方を踏襲する形で、「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」を「都市の将来像」と定めまして、都市計画の分野から、総合計画で掲げられた「まちの将来像」の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、都市づくりの目標につきましては、斑鳩町が持つ豊かな歴史的・文化的遺産や自然環境、良好な景観を生かし、都市づくりの目標といたしまして、「豊かな歴史と文化を守り生かした魅力あるまち」、「斑鳩らしい景観とゆとりある住環境を備えたまち」、「自然と共に生きる環境にやさしいまち」の3つの目標を定めることといたしております。

続きまして、資料の2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

将来人口の想定についてであります。斑鳩町の人口は、昭和30年代後半から急激に増加傾向となっておりましたが、近年の少子高齢化の進展と転出が転入を上回る社会減の状況から、グラフにございますように、平成12年度の3万人弱をピークといたしまして、減少傾向に転じております。今後も、長期的には、緩やかな減少傾向が続くものと予測されておまして、こうしたことを踏まえ、本計画の目標年次となります10年後の平成32年の人口につきましては、2万7千人と想定しております。この2万7千人の想定にあたりましては、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を元に、最近の住民基本台帳人口の推移や、本町の子育て支援をはじめとする福祉サービスの充実などの取り組み、また、第4次総合計画や本計画にもとづく各種施策の展開による定住者の確保等を勘案し算出したしております。

次に都市構造についてであります。お手元の資料では、3ページから5ページの部分となります。都市構造とは、現状の土地利用や交通体系を踏まえて、将来の望ましい都市的機能の配置を空間的・概念的に表わしたものとなりまして、本計画では、「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」の2つから構成することといたしております。

また、「多様で魅力ある拠点」のうち、「JR法隆寺駅周辺」と「法隆寺周辺」を主要拠点と位置付けまして、既存施設を中心に、地区の特性を生かした都市機能の充実をはかることといたしております。

続きまして、「第3章 都市づくりの方針（全体構成）（案）」という
標題の資料をご覧いただきたいと思います。

この章では、土地利用、市街地整備、道路・交通体系、都市施設整備、
景観形成、都市防災という6つの分野につきまして、項目立てをいたしま
して、それぞれの方針を定めていくことといたしております。

策定委員会の委員の方々からは、道路や施設整備などハード面だけでな
く、ソフト面につきましても、幅広いご意見をいただいているところであ
りまして、今後、いただきました意見をこの案に反映しながら、素案の作
成をすすめていくことといたしております。

なお、策定状況を随時、ご確認していただけるように、策定委員会で配
布いたしました資料や、議事録につきましても、斑鳩町のホームページに
掲載させていただいております。

なお、次回の第3回目の策定委員会につきましても、9月末に開催を予
定しておりまして、第4章の「地域別の都市づくりの方針（地域別構想）」
と第5章の「計画の実現に向けて」の内容につきましても、審議がなされる
予定となっております。

簡単ではございますが、以上で、報告事項の9番目「都市計画マスター
プランの策定」の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 次に、（10）観月祭の開催について、理事者の説明を求めます。
川端観光産業課長。

観光産業 観月祭の開催につきまして、ご報告させていただきます。

課長 毎年、9月22日に薪能として開催しており、今年で17回目となりま
す。今年につきましても、9月22日の水曜日に開催することで、準備を
進めているところであります。お手元にお配りしております開催チラシに

よりましてご報告いたしますので、ご確認の程、お願いいたします。

開催時間につきましては、午後6時30分に開演をし、約2時間ほどの公演の予定です。開催場所につきましては、上宮遺跡公園であります。今年の演目についてであります。能楽につきましては、「黒塚(くろづか)」を、狂言につきましては「萩大名(はぎだいみょう)」、仕舞「井筒(いづつ)」と「天鼓(てんこ)」を予定しております。

入場券につきましては、本年度も前売券が1,000円で、当日券を1,500円で販売させていただきます。また、例年どおりJR法隆寺駅南口より無料のシャトルバスを運行する予定であります。

委員皆様方におかれましては、是非ご観覧していただきますようお願いいたします。以上、簡単ではございますが、太子ロマン斑鳩の里「観月祭」の報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(11)斑鳩町観光自動車駐車場及び法隆寺iセンター指定管理者事業報告について、理事者の説明を求めます。
川端観光産業課長。

観光産業課長 それでは、平成21年度の鳩町観光自動車駐車場及び法隆寺iセンター指定管理者業務報告について、お手元の資料にもとづきましてご説明させていただきます。

まず、斑鳩町観光自動車駐車場でございますが、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として運営管理をしております。観光協会臨時職員8名によりローテーションを組み、近隣の行事等の情報を把握し、勤務体制を柔軟に変化させることにより、効率的に業務を遂行されています。

なお、斑鳩市などの駐車場でのイベントなどに対しては、適時人員配置を行い協力体制をとってまいっております。

駐車場の利用状況でございますが、大型バスが4,748台前年比96.7%で減少していますが、乗用車については前年比103.4%と増加しております。大型バスの減少につきましては、新型インフルエンザの影響により、5月、6月の団体客の減少によるものと考えています。なお、詳細につきましては別紙1に月別の利用状況を記載しております。

収支精算につきましては、別紙2の斑鳩町観光自動車駐車場指定管理精算書を添付しております。トイレの点検を行うなど、光熱水費の節減に努力している状況となっております。

つづきまして、法隆寺iセンターでございます。観光自動車駐車場と同じく、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として運営管理を行っております。観光協会職員4名と臨時職員2名で、ローテーションを組み無休で運営してまいっております。法隆寺iセンターは歴史街道推進事業の拠点施設としても位置付けられていることから、奈良県内はもちろん近畿管内の情報も、歴史街道推進協議会とも連携をとりながら情報発進に努めてまいりました。また、斑鳩の里観光ボランティア及び斑鳩アイセスの観光ボランティアと連携をとりながら、町内観光施設の案内を積極的に進めております。その他サービスにつきましては、記載のとおりでございます。

法隆寺iセンターの利用状況でございますが、入場者数につきましては74,334人、前年対比103.2%と増加傾向となっております。

なお、観光ボランティアの活動実績につきましては、記載のとおりでございます。多くの観光客の方を案内しており、好評を得ているところでございます。別紙1に月別の詳細を添付しております。

つづきまして、収支決算でございます。別紙2の法隆寺iセンター指定管理料精算書を添付しております。ここにおいても、光熱水費等経費節減に努力されているところでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町観光自動車駐車場及び法隆寺iセンター指定管理業務報告とさせていただきます。

なお、今回、現委員会で報告させていただきましたが、次年度からは6月の委員会で、4月末の報告としておりますので、それをまとめまして、6月委員会に報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお

願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 この報告書、町長宛に出てますねんけれども、なぜ副会長から出てますねやろ。

観光産業課長 観光協会の会長が町長となっておりますので、一応、副会長の名前で業務報告をさせてもらっていると、一応慣例でそういう形にさせてもらっています。

中川委員 町長が、町長に報告するのはおかしい、不自然だということで、おかしいから、副会長からの報告になっているのだけれども、町長が受けることによって、斑鳩町が、小城町長が小城会長に指定するということは、斑鳩町にとっても、観光協会にとっても、どちらかに何かメリットがありますねやろか。どういうことですねやろ。不自然やから、副会長の名前で報告書を出してはりますけれども、わざわざ不自然な副会長の名前で出さんなあかん。町長自身が会長で、町長が町長に指定するというに、何かメリットあるのかなと思って。逆に、副会長が会長に就任してもらったら、自然ですわな。第三者から見たら。その点について、何かメリットがあるのかなと思って。町にしても、観光協会にしても。町長が会長に座っていただくということに対してメリットがあるのかな。どうですやろ。

観光産業課長 観光協会のほう、会長に委任されまして、町長が観光協会の理事という形で理事会を開催されます。理事会の中で、会長が任命を行いまして、総会に諮って、決定となりますねんけれども、理事会の中で、町長が適任者であるということで決定されていますので、町長が会長になるということのメリットというのは特にはないと思います。ただ、決算書、報告につきましては、副会長である方が代理という形でしているという形になってい

る状況です。

委員長 中川委員がおっしゃっているのはね、指定管理者制度を運営しているわけですけれども、運営する中で、精査、これ報告受けて、良いのか悪いのか毎年精査するわけですけれども、町長が会長の指定管理者に、町長が精査できないでしょ。ちょっと不自然なのに、どうして会長に町長を据えているのかという、それでも据えている理由があるのかという意味だと思っ
んですけれども、それでよろしいですね。

中川委員 そういうことですね。

委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時29分)

委員長 再開します。 池田副町長。

副町長 ただ今のご質問ですけれども、まず第1点、名前の関係につきましては、民法の双方代理の関係でこのようになっております。

次に、町長が理事長の関係でございます。これにつきましては、どの市町村でも、多いわけでございますけれども、社会福祉協議会、文化振興財団等々につきましては、町長が理事長を兼ねておところが多数ございます。これにつきましては、その各団体におきまして、事業をする上で、相当、各市町村との関わりが多くございますので、やはり、その団体が成熟するまではこのような状況が続いておると考えております。なお、将来的には、いろんな民間の方がなっていて、行政と民間が協力してやっていくのが理想だとは考えておりますけれども、当分の間、このような形でもっていきまして、各団体がより自立するように努めてまいりたいと考えております。

委員長 他にありますか。 木澤委員。

木澤委員 報告書という形で今後も出していただけるというのはありがたいんですけども。一定見させていただいて、多目的ホールですね、これ利用率はかなり低くなっているのかなど。多目的ということで、いろいろな目的で使えるようにしていただいているのは結構なんですけれども、もうちょっと利用率上げれるような工夫というんですかね、そういうところは何か考えていらっしゃいますか。

観光産業課長 多目的ホールの利用ですねけれども、利用状況が少し下がってきているのは確かです。ただし、これの利用に関しましては、町観光協会と、指定管理者でしておりますので、何か工夫という形で検討しておられるところですので、まだこれといった形ではないんですけれども、この利用方法を考えておられる。で本来、この多目的ホールにつきましては、観光客の方が、団体の方とか休憩するという形の利用も考えておりますので、一部、休憩施設として使ってもらっています。ただし、回数等はまだ少ないですねんけれども、ここの回数には入れていないんですけれども。

木澤委員 今、休憩室に使っておられるという報告がありましたけれども、それは回数的には多いのですか。

観光産業課長 まだ多くはないですけれども、年間2、3回程度しかないですけれども、そういう利用はされております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはありますか。

小城町長。

町長

以前からいろいろと議員さんから法隆寺の52m、南大門の関係のタクシー乗り場の関係等については6月30日に入札をされまして、乾福美園が応札されてですね、今現在、整地などして、植栽は9月以降にせんと、今あの状況では枯れるということで、今現在は整地をされています。これでだいたいタクシー乗り場が元どおり直っていくということでございます。あとは、奈良交通あるいは郡山土木と、法隆寺のバス停等の関係等について、あれをなんとか町営のiセンターへ通じて、そしてその空いたところへタクシー乗り場等を考えたかどうかという提案をしておりますけれども、まだ回答等はございません。できるだけそういうことをせんと熱中症とかそういうものはやっておりますから、もしここで待機をされてですね、バスの時間帯が非常に1時間に2本とか、土日は割とありますけれども、そういうことも考えますと、今一方通行じゃございませんからやっぱり事故等の関係を考えますと、あここに車を置かれたら向こうから来られる方がやっぱりなかなか曲がりにくいと、そういうこともございますからね、改善等これからもお願いをしていきたいと考えております。

委員長

他にありますか。 今西建設課長。

建設課長

先日の、平成22年8月10日でございますが、大雨の状況について報告させていただきたいと思っております。

当日の午後5時50分、斑鳩町に大雨・洪水警報が発令されまして、発令と同時に風水害災害警戒体制（2号警戒配備）を整えました。富雄川、あるいは三代川等の河川の水位や水路の状況、また宅地への浸水等の状況把握、また土のう等の設置を行い、警戒にあたったところでございます。

当日の雨量でございますが、降り始めから午後7時までの時点では、30.5mmで、午後7時から8時までには41mm、午後8時から9時までには3.0mmで、総雨量は74.5mmを計測いたしましたところでございます。

こういった中、午後7時44分に風水害災害対策本部を設置いたしまして、全職員及び消防団員の招集を行い、土のう積み、あるいは警戒体制の強化をするとともに、被害箇所の応急復旧等に從事していただいたところございます。そして、午後8時40分に大雨・洪水警報が解除されましたが、その後におきましても被害箇所の状況把握、浸水箇所への石灰の配布等を行い、午後9時55分に災害対策本部を解散いたしております。

当日の被害状況でございますが、水路等の溢水によりまして家屋の床下浸水が、法隆寺南1丁目、法隆寺2丁目、興留2丁目、興留5丁目、興留7丁目地内で計15戸の床下浸水が確認されたところでございます。また、車庫への浸水が興留2丁目1箇所ありまして、これも道路冠水により県道天理斑鳩線では、午後7時39分から午後8時57分までの時間帯で通行止めを行った状況でございます。

以上が8月10日の大雨の状況報告でございますが、今後、浸水対策につきまして、昨年度には浸水対策雨水調査も実施いたしておりますので、今後これらの調査成果をさらに精査をするとともに、浸水対策計画について取りまとめを行ってまいりたいと考えております。以上、8月10日の大雨の状況についての報告とさせていただきます。

委員長 他、ありますか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、3. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前10時38分 閉会)